

42. 117. 02

**商標法第4条第1項第17号の規定による
産地の指定について**

商第4条第1項第17号の規定による産地の指定については、別紙のとおりである。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第4条第1項第17号（ぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示）」の審査基準](#)

【平成25(2013). 7. 26発行の特許庁公報（公示号）】

商標法第4条第1項第17号に規定する
ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定について

上記の件について、次に掲げる産地を商標法第4条第1項第17号の規定に基づく
産地として指定する。

平成25年7月26日
特許庁長官 羽藤 秀雄

| 産 地 | 酒 類 | ※産地を表示する標章 |
|-----|------|------------|
| 山梨県 | ぶどう酒 | 山 梨 |

※産地を表示する標章の欄に掲げた「山梨」は当該標章の例示にすぎない。

別 紙

【平成18(2006). 4. 25発行の特許庁公報(公示号)】

商標法第4条第1項第17号に規定する
ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定について

上記の件について、次に掲げる産地を商標法第4条第1項第17号の規定に基づく商標法(昭和34年法律第127号)第4条第1項第17号の規定に基づき、平成17年12月28日に指定された、ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定について、産地欄の「鹿児島県(名瀬市及び大島郡を除く)」を「鹿児島県(奄美市及び大島郡を除く)」に改め、下記の表のように改正し、平成17年8月16日の総務省告示第921号の「市町村の廃置分合」により平成18年3月20日から適用する。

平成18年 3月20日
特許庁長官 中嶋 誠

| 産 地 | 酒 類 | ※産地を表示する標章 |
|---------------------------|--------|------------|
| 鹿児島県 (奄美市及び 大島郡を除く) | しょうちゅう | 薩 摩 |

※産地を表示する標章の欄に掲げた「薩摩」は当該標章の例示にすぎない。

【平成18(2006). 1. 25発行の特許庁公報(公示号)】

商標法第4条第1項第17号に規定する
ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定について

上記の件について、次に掲げる産地を商標法第4条第1項第17号の規定に基づく
産地として指定する。

平成17年12月28日
特許庁長官 中嶋 誠

| 産 地 | 酒 類 | ※産地を表示する標章 |
|---------------------------|--------|------------|
| 鹿児島県 (名瀬市及び 大島郡を除く) | しょうちゅう | 薩 摩 |

※産地を表示する標章の欄に掲げた「薩摩」は当該標章の例示にすぎない。

別 紙

【平成16(2004). 4. 23発行の特許庁公報(公示号)】

商標法第4条第1項第17号に規定する
ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定について

商標法(昭和34年法律第127号)第4条第1項第17号の規定に基づき、平成7年10月3日に指定された、ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定について、産地欄の「長崎県壱岐郡」を「長崎県壱岐市」に改め、下記の表のように改正し、平成15年8月1日の総務省告示第488号の「市町の廃置分合」により平成16年3月1日から適用する。

平成16年3月18日
特許庁長官 今井 康夫

| 産 地 | 酒 類 | ※産地を表示する標章 |
|---------------|--------|------------|
| 長崎県壱岐市 | しょうちゅう | 壱 岐 |
| 熊本県球磨郡 人吉市 | しょうちゅう | 球 磨 |
| 沖 縄 県 | しょうちゅう | 琉 球 |

※産地を表示する標章の欄に掲げた「壱岐」「球磨」「琉球」は当該標章の例示にすぎない。

(別紙 参考)

【平成7(1995). 11. 24発行の特許庁公報(公示号)】

商標法第4条第1項第17号の規定に基づく産地の指定について

上記の件について、次に掲げる産地を商標法第4条第1項第17号の規定に基づく産地として指定する。

平成 7年10月 3日指定

| 産 地 | 酒 類 | ※産地を表示する標章 |
|---------------|--------|------------|
| 長崎県壱岐郡 | しょうちゅう | 壱 岐 |
| 熊本県球磨郡 人吉市 | しょうちゅう | 球 磨 |
| 沖 縄 県 | しょうちゅう | 琉 球 |

※産地を表示する標章の欄に掲げた「壱岐」「球磨」「琉球」は当該標章の例示にすぎない。

特許庁長官 清川 佑二